

研究分野のキーワード：教育法，権利，アメリカ，教育官僚制，個人の自由

### 研究紹介

皆さんは、毎日高校へ通っていることと思いますが、どうして学校へ行かなければならないのかとフト考えたことはありませんか。私は高校1年の頃、その問題で結構悩みました。制度上は「教育を受ける権利」（憲法26条）であるのに、実際には義務だと思って通学している人が意外と多いのではないのでしょうか。制度と現実がマッチしていないんですね。どうも学校は義務だらけのような気がします。皆さんも一度、権利の視点から学校生活を点検してみてください。そうすると、今までとは違った新しい世界が開けてくるかも知れませんよ。

法の根本概念は権利（right）に置かれています。近年、義務を強調したり、公共性を必要以上に重視したりする風潮がありますが、何だか気持ちの悪い話です。J・S・ミルという人が言っているように、人間は基本的に何をやっても自由なのです。大人はすぐに「ただし他者の権利を侵害しない限り」と、ミルの後半部分を付け加えますが…。

皆さんは高校で古代ローマ法のことを少し勉強したでしょうか。紀元前5世紀に生まれ、今日の各国の民法典にまでつながっている恐るべき長寿の法です。実は、このローマ法は、長い間、国家の介入はほとんど見られず、権利（私権）を中心に組み立てられていたのです。憲法は、確かに今日一番大切な法の一つですが、歴史的に見れば、私的自治の法、つまり、権利をベースにして自分たちで物事を決めていく法—これを私法と言います—の方がずっと古く、より根源的な法なのです。

私は大学時代、この私法の中核である民法を勉強しましたが（実際は「落ちこぼれ」でしたが）、やがて教育に携わるようになって、教育分野に関わる法—教育法—を専門に勉強するようになりました。ところが、上にお話したように、本来、制度は個人の権利から成り立つものであるはずなのに、近年の巨大な官僚制組織（機構）を前にすると、個々人の存在など実に小さな意味しか持たなくなってしまうことに気づきました。冒頭に述べたような転倒した発想もきっとここから来るのですね。ドイツのマックス・ウェーバーなどの本を読んで、ますます悲観的になりましたが、米国では、この官僚制組織—とりわけ教育分野におけるそれ—との長い間の闘いがあった（今もある）ことを知りました。そこで、博士論文のテーマをアメリカの教育官僚制（school bureaucracy）の問題に絞り、研究をまとめたのです。今日わが国で起こっている教育問題の数々も、実はこの教育官僚制を源として生まれているのではないかと、私自身は考えています。

少々難しい話になってしまいましたが、強大な（教育）官僚制を前にした個人の自由の問題に多少なりとも興味をもつ人がいるならば、どうか、本学の門をたたいてみてください。